

平成29年4月スタート

町内就業者定住促進家賃助成事業

助成対象世帯

町内の民間事業所に通年雇用されている常勤職員の方(新規採用者、町内での新規開業者を含みます。)で、平成28年10月1日以降に秩父別町に転入し賃貸住宅に入居する世帯。

※季節雇用、パート、アルバイトの方は対象になりません。

対象となる賃貸住宅

民間アパートのほか、一戸建ての借家、町営住宅等の公的賃貸住宅も対象となります。

ただし、2親等以内の近親者が所有する住宅の賃貸は対象になりません。

助成額

家賃の自己負担額(家賃月額－住宅手当)が所得基準により10,000円または12,000円を超えると、その超えた額を町が助成します。ただし、月額25,000円が助成上限です。

※共益費、駐車場使用料等は助成対象外です。

計算例 家賃50,000円のアパートで住宅手当が10,000円の場合は、
50,000円－10,000円＝40,000円の自己負担になりますので、所得基準により40,000円－10,000円＝30,000円、または40,000円－12,000円＝28,000円となりますが、上限額の25,000円が助成されます。

助成期間

・申請日の属する月から助成対象世帯の要件を満たさなくなった日の属する月まで

(最長 平成29年4月分から平成31年3月分まで、助成金の支払は、8月、12月、4月の年3回)

申請手続き

平成29年4月3日(月)以降、役場建設課で申請手続きをしてください。

提出書類

必須書類

- ①補助金等交付申請書
- ②補助金等申請概要書
- ③住民票・戸籍簿状況調査兼町税・使用料等納入状況調査承諾書
- ④平成27年分の所得が分かる書類(源泉徴収票など)



必要に応じて提出するもの

民間賃貸住宅の場合、賃貸借契約書 など

※民間賃貸住宅の場合、助成金支払時に家賃の領収書等が必要になります。

その他

- ・この事業は、平成29年度、平成30年度の2年間実施します。
- ・新婚世帯・子育て支援家賃助成事業との併給はできません。
- ・町税のほか町に支払う保険料、家賃、水道料等が未納の場合は、助成を受けられません。
- ・新婚世帯、子育て世帯で3年以上定住する意思があれば、引越し費用の助成も受けられます。

町内就業者定住促進家賃助成事業の所得基準

自己負担 10,000円 の対象世帯				自己負担 12,000円 の対象世帯			
単身者	年収	2,968,000	円未満	単身者	年収	2,968,000	円以上
2人世帯	年収	3,512,000	円未満	2人世帯	年収	3,512,000	円以上
3人世帯	年収	3,996,000	円未満	3人世帯	年収	3,996,000	円以上
4人世帯	年収	4,472,000	円未満	4人世帯	年収	4,472,000	円以上
5人世帯	年収	4,948,000	円未満	5人世帯	年収	4,948,000	円以上
6人世帯	年収	5,424,000	円未満	6人世帯	年収	5,424,000	円以上

・年収とは、給与・賞与等の支払総額です。(源泉徴収票の支払金額欄の額)

・世帯内に収入のある人が2人以上いる場合は、収入のある人全員の合計額です。

・一人親世帯、老人扶養親族、障害者控除が受けられるときは、所得基準が緩和される場合があります。